

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.001

| | |
|-------------------------|---|
| <p>処 分 名</p> | <p>市営住宅入居者の選考、決定</p> |
| <p>処 分 の 概 要</p> | <p>市営住宅への入居を希望するときは、春日部市市営住宅条例第7条の規定により入居の申込み手続を行い、市長の承認を受けなければなりません。</p> |
| <p>根拠条例等・条項</p> | <p>春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第7条、第7条の2、第8条、第10条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第4条、第5条の2、第5条の3、第9条</p> |
| <p>審 査 基 準</p> | <p>市営住宅への入居を希望するときは、入居募集期間内に「市営住宅入居申込書」を市長に提出し入居の承認を受けなければなりません。</p> <p>なお、入居の申込みをした者の数が募集する市営住宅の戸数を超える場合には、くじ引きにより入居の予定者を選定します。</p> <p>また、入居の申込みができる者は、次の要件を満たすものとなります。</p> <p>(1) 春日部市内に3ヶ月以上居住している方 (2) 暴力団員ではない方 (3) 市税を滞納していない方 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな方（自己所有の住宅、UR都市機構（旧都市基盤整備公団）、住宅供給公社、県営住宅、市営住宅に居住している方は原則として申し込みできません） (5) 申込み者全員の収入総額が収入基準の範囲内（障がい者・高齢者・乳幼児のいる世帯は21万4千円、それ以外の世帯15万8千円） (6) 同居する親族がいる方（婚約者・内縁関係の方も含む）</p> <p>※ただし、(1)～(5)の条件と、次の①～⑤までのいずれかの条件を備えている方（常時の介護を必要とするがそれを受けられない等、自立して生活できない方は除きます）は、単身での申込みが可能です。</p> <p>① 60歳以上（入居可能日の前日時点）の方 ② 身体障がい者の方で1～4級のいずれかに該当する方 ③ 精神障がい者の方で1～3級のいずれかに該当する方 ④ 知的障がい者の方で㊤、A、B、Cに該当する方 ⑤ その他（戦傷病者、被爆者、生活保護受給者、中国残留邦人等、海外引揚者、DV被害者、ハンセン病療養所入所者等）</p> |

| | |
|--------|---------------------------|
| 標準処理期間 | 7日 |
| 設定年月日 | 平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日） |
| 申請時期 | 募集時 |
| 申請方法 | 本庁4階住宅政策課窓口への提出 |
| 備考 | |

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市市営住宅条例

(入居の申込み)

第7条 前2条に規定する入居の資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者等の選定)

第7条の2 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、くじ引きにより当該市営住宅への入居の予定者(以下「入居予定者」という。)を選定する。

2 市長は、前項の規定により、入居予定者を選定する場合には、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

3 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前条の規定の例により入居予定者を選定し、又は前条の規定による選定にあたり優先的な措置を講ずることができる。

(1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者

(3) 配偶者又は60歳以上の一親等の血族若しくは姻族のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者

(4) ア又はイに該当する者

ア 第6条第1項第1号イに規定する者(同号イに該当する者のうち、同号イ(イ)に掲げる障害の種類にあつては同号イ(イ)に定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号イ(ウ)に掲げる障害の種類にあつては同号イ(ウ)に定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)

イ 第6条第1項第1号ウに規定する者

(5) 前号のア又はイに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- (6) 18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者と同居してこれを扶養する者
- (7) 40歳未満である者及びその配偶者(40歳未満の者に限る。)
- (8) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者

(入居の承認等)

第10条 市長は、第7条の入居の申込みをした者(入居予定者とならなかった者を除く。以下「入居申込者」という。)が、市長が指定する期間内に次の各号に掲げる手続をしたときは、入居が可能となる日(以下「入居可能日」という。)を指定して、入居の承認をするものとする。ただし、市長は、災害その他やむを得ない事情として規則で定める者があると認めるときは、当該手続の全部又は一部を要しないものとすることができる。

(1) 入居申込者と緊急時等に連絡をとることができる者であつて市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡人」という。)が連署した請書その他規則で定める書類を提出すること。

(2) 第16条第1項の規定により敷金を納付すること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、入居申込者から同号の請書に緊急時等連絡人の連署が得られない旨又は同号の規則で定める書類を提出することができない旨の申出があり、かつ、市長が当該申出を相当と認めるときは、同号の請書への緊急時等連絡人の連署又は当該規則で定める書類の提出を要しないものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅について第1項の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

4 第1項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、入居可能日から15日以内(入居権利者の病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内)に入居しなければならない。

5 入居権利者は、前項の規定により入居したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、入居権利者が第4項の規定に違反して入居しないときは、第1項の承認を取り消すことができる。

■春日部市市営住宅条例施行規則

(申込みの方法)

第4条 入居申込みを行おうとする者(条例第5条各号に掲げる事由のいずれかに該当する者として公募によらない入居申込みをしようとする者を除く。)は、市長の定める期間内に市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

(選定結果等の通知)

第5条の2 市長は、申込者(第4条の規定により入居申込みをした者に限る。以下この条において同じ。)のうちから入居の予定者(以下「入居予定者」という。)の選定をしたときは、申込者に当該申込者に係る結果を通知するものとする。

(入居資格審査書類の提出)

第5条の3 入居予定者は、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類(条例第6条の2第1項の規定により市営住宅に入居することができる者とされた者にあつては、その者であることを証する書類)を市長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書その他収入の額を証する書類
- (2) 入居予定者及び当該入居予定者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る住民票の写し
- (3) 現に住宅に困窮している事実を証する書類
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 入居予定者で条例第8条第1号から第7号まで及び次条各号のいずれかに該当する者は、前項の書類のほか、条例第8条第1号から第7号まで及び次条各号の規定のいずれかに該当している事実を証する書類を市長に提出しなければならない。

(入居承認書等の交付)

第9条 市長は、条例第10条第1項の入居の承認(以下「入居承認」という。)を受けた者(以下「入居権利者」という。)に対し市営住宅入居承認書(様式第5号。条例第11条の3第1項の規定により

当該承認の効力に有効期間を付された者(以下「期限付入居権利者」という。)にあつては、市営住宅期限付入居承認書(様式第5号の2))を交付する。

2 条例第10条第1項ただし書のやむを得ない事情として規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1号又は第2号に該当する事由がある者
- (2) 第6条第5号に該当する者